令和８年（フ）第８９４号
横浜市泉区和泉中央南４丁目16番１号　ソレイユＡ201
破産者　小島　　明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４４号
横浜市都筑区南山田町4673―８、住民票上の住所横浜市青葉区桜台32番地６　ウッズ桜台212
破産者　椎名　勇人
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２４号
横浜市鶴見区矢向４丁目33番10号
破産者　竹田　萌々
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１号
神奈川県厚木市山際880番地27
破産者　大矢　勇樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２７号
神奈川県小田原市飯田岡72番地の９
破産者　橘内　　晃
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３８号
神奈川県平塚市山下２丁目12番23―203号　サンジュネス湘南
破産者　小松　　猛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３７８号
神奈川県厚木市温水2038番地20
破産者　原崎　菜摘
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７０号
名古屋市千種区千代が丘１番103―602号　千代が丘団地、開始決定時の住所新潟市東区石山２丁目１番28号　ハイツグローリー石山103号
破産者　阿部　直美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１２号
富山市山室荒屋新町235番地
破産者　佐藤　輝星斗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２８号
富山県富山市砂町１番12―101号　コンチネンタル砂町
破産者　岩林　浩史
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１１号
福井県越前市妙法寺町475番地　Ａｖｅｎｉｒ　Ｄ　102、旧住所福井県越前市下太田町第12号８番地の９　センチュリー花園203
破産者　大城　元太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
岐阜県大垣市釜笛１丁目167番地１
破産者　青山　　綾
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第５８９号
静岡県焼津市藤守1904番地
破産者　松下　喜和
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７号
静岡市清水区由比1025番地の９
破産者　山田　倫正
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６号
滋賀県長浜市桜町220番地９
破産者　川越　幸夫
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５１号
兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地６　303号
破産者　石田スポーツ品製作所こと　石田　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１４号
和歌山県新宮市井の沢６番７号　中央サンハイツＡ棟102、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地４　那智勝浦町立温泉病院
破産者　ＧＲＯＷこと　當眞　旬二(旧姓園村)
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市青谷町青谷3652番地５、旧住所鳥取県米子市祇園町２丁目206番地　ラフェスタ祇園501号
破産者　遠藤　祐二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８５号
福岡県嘉麻市中益520番地　嘉穂中益団地216号、前住所福岡県飯塚市吉北4214番地32
破産者　永井　雅晴
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部